

「妥当性確認と検証」に関する JIS 制定

2022 年 4 月 20 日

例えば、カーボンニュートラルの実現に向けて、自社の温室効果ガスの排出量の算定とその情報の公表、という仕組みの構築が鍵となります。この仕組みが正しく機能するためには、その情報が「信頼できる」ものであることが必須となります。しかしながら、公表された排出量の情報が信頼できる内容なのかは、容易には判断できません。

そのためには、「これから行おうとする調査などが妥当であること(妥当性確認)」と、「これまでにを行った調査などが正しいこと(検証)」の、2つのプロセスが必要となります。

この度、この「妥当性確認」と「検証」を行う機関が満たすべき事項を定めた、JIS Q 17029 を制定しました。この規格に沿って活動することで、妥当性確認や検証について一貫性が確保され、信頼性が向上することが期待されています。

1. JIS制定の目的

JIS Q 17029 は、ISO (国際標準化機構) において新たに開発された国際規格 ISO/IEC 17029 を元に制定された規格です。

2012 年ごろから ISO において、妥当性確認及び検証に関する用語及び概念について調査が実施されました。その結果、ISO の各分野の TC (専門委員会) において、妥当性確認及び検証に関する内容を含む規格が別々に開発されており、80 以上もの妥当性確認及び検証に関する定義が乱立していることが判明したため、これを改善すべく ISO において ISO/IEC 17029 の開発に着手し、発行されました。

そして、我が国でも国際的に定められた定義、方法で妥当性確認及び検証の活動が行われるよう、ISO/IEC 17029 に基づき JIS Q 17029 を制定しました。

2. 制定する JIS の主なポイント

この規格が制定される以前は、妥当性確認及び検証の二つの用語の使い分けは曖昧になっていました。そのため、今後さまざまな分野にまたがる領域で妥当性確認や検証を行う際、どの定義を用いて実施すべきか混乱が生じてしまう恐れがありました。

そこで、この規格の開発過程では、妥当性確認及び検証の概念に時間の概念を持ち込み、以下の通り定義を明確化しました。

- ・妥当性確認 (Validation) : 将来の活動に関する主張 (claim) の妥当性 (もっともらしさ) を確認する行為。
- ・検証 (Verification) : 過去に行った活動の結果に関する主張の真実性を確認 (過去の情報に基づいた評価が対象) する行為。

例えば、今後の温室効果ガスの排出量調査を行う際の調査方法が適切かを確認するのが「妥当性確認」、過去に行われた排出量調査の実施方法が適切であったかを確認するのが「検証」と使い分けられます。これらの用語の概念を図解すると以下のようになります (図 1、図 2 を参照)。

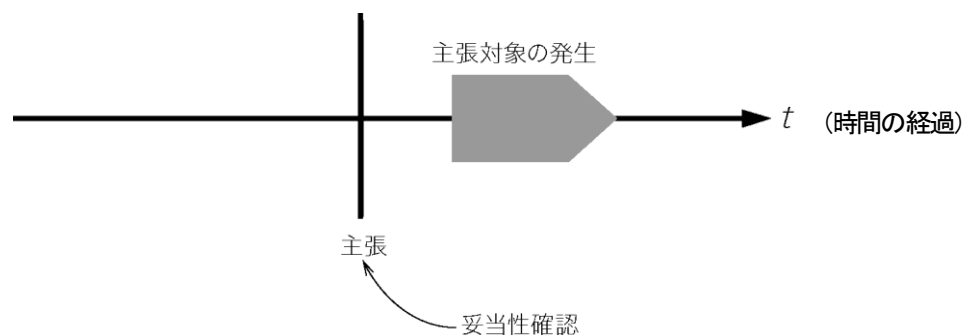


図1：妥当性確認の図解
(出典：Q17029 の図 C. 1)

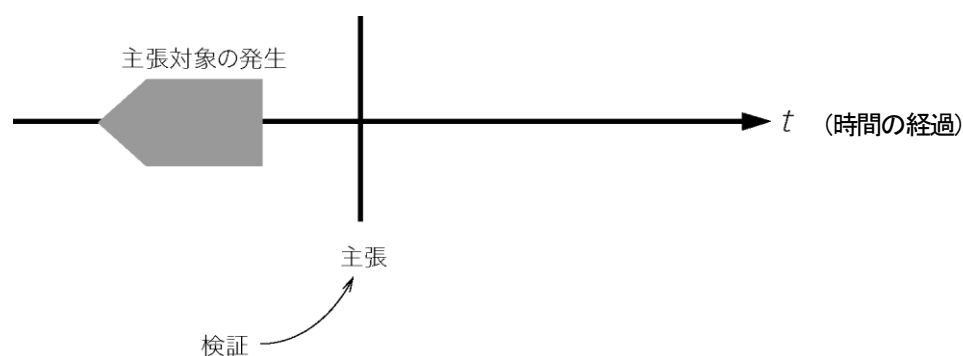


図2：検証の図解
(出典：Q17029 の図 C. 2)

これらの定義に基づき、あらゆる分野で活動する妥当性確認機関や検証機関が守るべき事項として、組織構成やマネジメントシステム等に関する要求事項が定められています。

例えば、

- ・妥当性確認・検証活動は、公平に行わなければならない。
- ・妥当性確認機関・検証機関は、妥当性確認・検証活動を実施する能力を維持可能なように組織し、管理しなければならない。
- ・妥当性確認・検証活動として、事前準備やレビューといったプロセスのステップを完了しなければならない。

といった活動を行うことが要求事項として定められています。

3. JIS 制定の期待効果

妥当性確認及び検証は、現時点では地球温暖化ガスの排出に関する各種の報告、環境ラベリング制度、及びカーボンフットプリントといった環境情報の報告について、その信頼性を確保するために使われています。今後、これらの取組みは、人工知能や情報技術など新たに適用される分野が広がっていくものと考えられ、その信頼性の向上は必須となります。

この度、妥当性確認機関・検証機関に対する、汎用的な要求事項を定めた JIS が制定されたこと

により、日本国内でも、国際標準に基づいて統一された方法による、妥当性確認機関・検証機関の評価活動が行われることが期待されます。その結果、両機関の活動の信頼性、ひいては確認を受ける各種の活動の信頼性が確保され、さらに新たな分野での妥当性確認・検証活動が、JIS に基づいてスムーズに行われること、一般の消費者にとっても、身近にある様々な情報に対する信頼性向上に繋がることが期待されます。

※日本産業標準調査会（JISC）のHP (<https://www.jisc.go.jp/>) から、「Q17029」でJIS 検索すると本文を閲覧できます。

【担当】 経済産業省 産業技術環境局 国際標準課 (e-mail: s-kjun-ISO@meti.go.jp、03-3501-9277)
(課長) 渡辺 (担当) 大山、高桑、加藤、吉田